

薬局経営における調剤報酬改定の影響

塚田 絢子<sup>1</sup>, ○坂巻 弘之<sup>1</sup>, 大橋 均<sup>2</sup>, 犬飼 陽子<sup>2</sup> (<sup>1</sup>名城大薬, <sup>2</sup>三聖)

【目的】平成20年4月の調剤報酬改定においては、在宅医療ならびに後発品調剤を促す改訂がなされた。そこで本研究では、今回の調剤報酬改定が薬局経営に及ぼした影響を検討することを目的とした。

【方法】愛知県下に店舗を有する有限会社S薬局ならびに関連会社の店舗の損益計算書ならびに調剤報酬明細書の提供を受け、解析を行った。解析は、上記薬局から営業規模の異なる3店舗を選び、それぞれについて調剤報酬改定前のデータとして平成19年11月から平成20年3月、改定後データとして平成20年4月から6月までの一月当たりの調剤報酬の項目別の平均値について店舗間の比較を行った。

【結果】3店舗中2店舗では調剤粗利益（調剤報酬総額マイナス薬剤料）が減少していた。減少の主たる要因は、薬剤服用歴管理料と服薬指導加算の一本化にあり、調剤粗利益が増加した1店舗は、改定前に薬剤服用歴管理料の算定件数が少なかったものが、改定後大きく増えたことが要因であった。時間外、休日、一包化などの加算については、算定件数が増えていたが利益に占める割合としては相対的に少なかった。

【考察】今回の改定で重点的に評価された後発品に関わる点数は、薬局経営上大きな割合を占めるものではなく、また、在宅医療の機会がない薬局にとっては経営的に厳しい改定であったと考えられた。